

第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項

四 地域保健及び産業保健の連携

住民が地域又は職域を問わず、生涯を通じて共通の基盤に立った保健サービスを受けられるようにするためには、地域保健及び産業保健の連携が重要である。また、健康寿命の延伸等を図るためにには、地域における生涯を通じた健康づくりに対する継続的な支援が必要である。そのためには、保健所及び市町村が中心となり、個人の年齢、就業先などにより異なる保健事業者間の連携を図り、次のような事項を行うことにより、継続的な健康管理の支援が可能となるような体制整備を図っていくことが必要である。

- 1 地域保健と産業保健の連携を推進するため、保健所、市町村等が、医療機関等、健康保険組合、労働基準監督署、地域産業保健センター、事業者団体、商工会等の関係団体等から構成する連携推進協議会を設置し、組織間の連携を推進すること。
- 2 地域保健の保健計画の策定に当たっては、産業保健との連携を図りつつ、目標、行動計画を立て、それに基づき保健活動を推進すること。
- 3 健康教育や健康相談等の保健事業及び施設や保健従事者への研修会などに関する情報を共有するとともに、相互活用等の効率的な実施に配慮すること。

○健康診査管理指導等事業実施のための指針の策定について (抄)

(平成一〇年三月三一日)

(老健第六五号)

(各都道府県老人保健主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知)

別添

健康診査管理指導等事業実施のための指針

第八 職域保健連絡協議会の設置及び運営

一 趣旨

市町村が行う保健事業を効果的、効率的に実施するため、職域保健サービス提供主体との連携強化を図る必要があり、このため都道府県は、連絡協議会を設置・運営するものである。

二 組織

連絡協議会は、保健所、市町村、都道府県医師会、学識経験者、商工会議所、都道府県健康保険組合連合会、環境衛生同業組合等によって構成するものとする。

三 運営

連絡協議会は、次のことについて協議し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。

- (一) 市町村の枠を超えた広域的な職域保健サービスに関する情報の収集、情報交換
- (二) 市町村における健康診査等の実施日、実施場所等の周知徹底を職域保健の対象者を通じて、その家族等に対して行う方策
- (三) 保健事業と職域保健サービスの実施状況及び分析評価に関する情報交換等
- (四) その他保健事業の推進に必要な事項

四 設置上の留意事項

都道府県は、連絡協議会の設置に当たっては関係部局と十分協議するものとする。